

## 東日本大震災への税制上の対応—雑損控除と災害減免法—

税理士・ファイナンシャルプランナー 山下大輔

災害により被害を受けた方は、雑損控除と今回ご紹介する災害減免法による所得税の軽減免除のどちらか有利な方法を選択することができます。災害減免法による所得税の軽減免除は、災害によって受けた住宅、家財の損害金額(保険金などにより補てんされる金額を除く)がその時価の50%以上である場合にその年の所得税が次のように軽減されるか免除されます。ただし、適用を受けるには損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方に限られています。

図表1. 災害減免法により軽減または免除される所得税の額の表

その年の所得金額	所得税の減免額
500万円以下	全額免除
500万円超 750万円以下	2分の1免除
750万円超 1,000万円以下	4分の1免除
1,000万円超	免除なし

東日本大震災により住宅、家財について被害を受けた方は、その被害を平成22年中に受けたものとして平成22年分の所得税の軽減免除を受けることができます。雑損控除は控除しきれない場合、翌年以後に繰越することができますが、災害減免法による所得税の軽減免除を受けた年の翌年以降は減免を受けることができないので注意してください。

雑損控除と災害減免法による所得税の軽減免除のうちどちらが有利であるかは、その方の所得や損失の額によって異なります。平成23年4月に国税庁より『東日本大震災により被害を受けられた方へ(雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」』が公表されました。これによると損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、「損失額の合理的な計算方法」により計算してよいとされています。この「損失額の合理的な計算方法」により損失額を計算するために、国税庁は東日本大震災に係る損失額計算システムを以下の国税庁ホームページに掲載していますのでご参照ください。

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/zeikin.htm#system>

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

「損失額の合理的な計算方法」によると、住宅の損失額の計算をするにあたり、住宅の取得価額がわかる場合には以下の式で計算するとしています。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

減価償却費という聞きなれない方もいらっしゃるのではないかと思います。住宅などの資産は、時の経過による老朽化などによってその価値が次第に減少していきます。その価値の減少分を毎年の減価償却費として便宜的に計算するのが減価償却です。ちなみに土地は時の経過による老朽化で価値が減少するわけではないので減価償却を行わない資産です。

この損失額の計算は、経過年数分の減価償却費を取得価額から差し引くことで、被害を受けた時の住宅の損失額を合理的に計算しようとするものです。この場合の減価償却費は以下の式で計算します。

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数}$$

経過年数は1年未満の場合、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。すなわち、住宅を取得してからたとえば5年6カ月以上経過している場合は6年として計算します。

償却率は以下の表から求めます。

図表2. 住宅の償却率（旧定額法）

建物の構造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57年	0.018
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚3mm超 4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造		33年	0.031
木骨モルタル造		30年	0.034

（出所）国税庁「東日本大震災により被害を受けた方へ（雑損控除における『損失額の合理的な計算方法』）」

[http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/shotoku\\_03.pdf](http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/shotoku_03.pdf)

この度の震災により、広範囲にわたる土地にも大きな被害が出ています。雑損控除の対象は生活に通常必要な資産ですので宅地もその対象となります。土地の評価損に関しては雑損控除の対象とはなりません。海面下のまま原状に回復するのが不可能な場合のように、土地そのものが失われてしまった場合には雑損控除の対象となり得ます。「損失額の合

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

理的な計算方法」では、住宅、家財、車両に関する損失額の計算方法が記されていますが、宅地についての記載はありません。宅地の損失額に関する具体的な計算方法は税務署へお問い合わせされることをお勧めします。

※実際の申告の際には個々の事情をふまえてご自身の責任においてご判断いただくか、事前に税務署または税理士にご相談いただきますようお願いいたします。